

1 計画の目的等

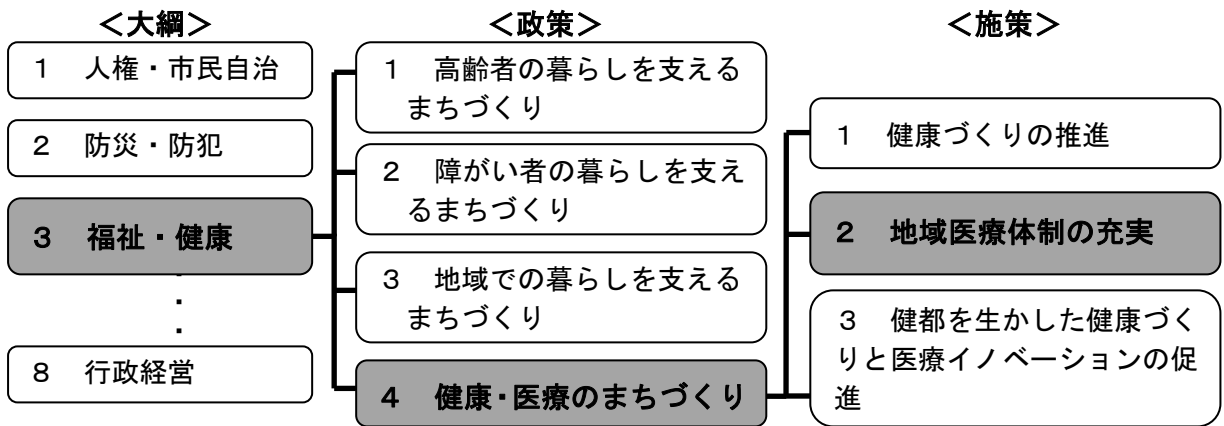
本計画は、市民や市職員が共有できる市政運営上の基本的な指針として策定する市の最上位の計画で、吹田市自治基本条例によりその策定が定められています。（平成22年度（2010年）までは、地方自治法により策定が義務付けられていた。）

本計画に基づき、各分野におけるさまざまな個別計画の総合調整を行うとともに、P D C Aサイクルにより取組の成果と課題を確認しながら計画を推進することにより、効果的かつ効率的な行政運営をめざすものです。

2 計画期間

平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間

3 施策体系（案）



施策名	施策の内容	主な担当所管
地域医療体制の充実	市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、身近なかかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進や、在宅医療の推進、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。	地域医療推進室 休日急病診療所

※吹田市総合計画策定委員会資料を基に地域医療推進室が作成

4 指標（案）

指標名	現状（年度・年）	目標（H39年度）
病院・診療所・救急医療などの医療環境に満足している市民の割合	34.6% (H26年度)	44.0%

※「吹田市市民意識調査報告書」のH22年度～H26年度の増加率を基に目標値を設定